

**【用語】** 小幡御屋鋪—小幡藩織田家の家老屋敷 欠入—駆け込むこと  
不行跡—行状の良くないこと 扶持—たすけること 縁切—離縁、離婚 向後—この後、今度 身持—品行、所行 出精—精を出して事に励むこと 口書—供述書 さつとう—察当、罪科、あやまちをとがめること

**【解説】** 江戸時代、女性が離婚するには、夫からの離縁状すなわち「三くだり半」がなければならなかつた。しかし、夫の不法や非道に泣く妻は、「駆込寺」である満徳寺に駆け込めば離婚することができた。このほか上野国では、男僧の寺院・修驗寺・関所・代官所・武家屋敷・陣屋なども縁切り駆け込みの場所であつた。この文書の「せき」の場合は、小幡藩家老の吉田玄蕃の屋敷であつた。武家屋敷でも「台所」ならば、庶民の出入りが許された場所なので、「せき」はそこに駆け込んだのであるが、これを「台所訴」という。

宝暦十一年（一七六一）四月、旗本河野氏の知行所である甘楽郡上野村（甘楽町）の百姓倉右衛門の女房「せき」は、離縁を求めて吉田玄蕃の屋敷に駆け込んだ。その理由は、夫が博奕を好み、農業を怠る不行跡者であるから、慈悲を持つて縁切りして欲しいというものであつた。一方、倉右衛門は離婚に同意せず復縁を求めた。しかし、「せき」の言い分を聞き入れた玄蕃は、倉右衛門の不行跡を吟味し、身持ちを改めて博奕などせず、農業に専念するならば復縁させてよいと答えた。そこで倉右衛門は、これまでの不行跡を詫び、また親類や村役人が連印して身持ちを保証し、以後、博奕などした時には離婚を訴えられても、決して異議を申し立てないと誓約して、この駆け込み一件は落着した。